

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第21条の13第1項第5号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月13日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

- 1 契約の概要
横浜駅下り線用区分開閉器補修委託
- 2 履行（納品）場所
市営地下鉄横浜駅から三ツ沢下町駅まで
- 3 契約日
令和6年6月1日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約金額
¥26,070,000. -（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥2,370,000. -）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
日本電設工業株式会社 横浜支店
横浜市神奈川区鶴屋町3丁目32番13号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
横浜駅下り線のサードレールと区分開閉器を接続しているケーブルが発煙し、当該設備が故障しました。
区分開閉器は列車に電気を供給するサードレールに流れる電気を部分的に入切するための設備であり、このままの状態では異常発生時にサードレールへの給電が停止し、正常な運行が行えなくなる恐れがあることから緊急に対処する必要があり、随意契約を行いました。
- 8 契約の相手方の選定理由
当局の電車線路及び開閉器設備の施工経験があり、材料の手配も含め社内に修理体制を整えていることから早急な対応が可能であるため、上記事業者を契約の相手方としました。
- 9 所管課
交通局技術管理部電気課